

※更新年度を迎えた認定者に「更新申請書」をお送りします。

「更新申請書」が届かない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

日本精神科医学会 職種認定制度

2023 年度 認知症認定看護師 更新申請のご案内

貴殿の認知症認定看護師 認定期間も残り 1 年となり、「更新年度」を迎えました。更新について下記の通りご案内いたしますので、お手続きをお願いいたします。

なお、更新申請は 1 年間の延長ができます。延長を希望される方は①氏名、②所属先、③認定番号、④更新申請の 1 年延長希望、を記入の上、日精協事務局まで FAX 又はメールにてご連絡ください。連絡先等は「12.お問い合わせ先」をご参照ください。

また、昨年度延長された方は本年が最後の更新年度となりますので、ご注意ください。

1. 更新方法

1) 認定期間内に下記の研修会に 1 回以上出席し、修了証書を取得する。

「日本精神科医学会 認知症に関する看護研修会」

2) 症例報告・小論文 異なるテーマ 2 例を提出する。

詳細は 3. 及び 4. をご確認ください。

2. 提出書類

1) 更新申請書（様式 1）

*申請書には前回申請時の情報が記載されています。

変更がございましたら、赤字にてご訂正ください。

2) 研修会の修了証書（写し）または参加証明書（写し）

*修了証書または参加証明書を紛失した場合は、代わりに受講記録書（様式 2）をご提出ください。

3) 長 3 封筒 1 枚（合否通知等返信用）

*84 円切手を貼付ください。

*封筒の表に住所と氏名を記入してください。

4) 症例報告・小論文 2 例

※所属先を変更された方は異動届を同封してください。

日本精神科医学会会員 所属医療機関異動届（様式 4）

3. 症例報告・小論文のテーマ

「更新申請書」に同封し、お知らせします。

4. 症例報告・小論文の書き方

- 1) A4 用紙 2 枚までとし、本文 1,200 字以上～2,000 字以内にまとめてください。
- 2) パソコン（Word）で作成してください。（手書き不可）
- 3) 日精協ホームページより該当するテーマ番号のフォーマットをダウンロードしてください。作成するにあたって、小論文・症例報告の記載例をご参照ください。
(ホーム ⇒ 教育・研修情報 ⇒ 職種認定制度 ⇒ 認知症認定看護師 ⇒ 更新手続き)

https://www.nisseikyo.or.jp/education/nintei/nintei_ninkan.php

テーマ番号、タイトル、所属医療機関名、氏名（役職）、認定番号、文字数を必ずご記入ください。

※文字数には所属機関名、氏名等枠内の文字は含めず、パソコンの文字カウントで「スペースを含めない」文字数を記入してください。

※字数は厳守してください。字数不足・字数オーバーの場合は、審査対象外となります。

- 4) プライバシーには細心の注意を払ってください。

固有名詞は使用不可です。（人名・地名・病院名等）固有名詞についてはイニシャルではなく出現順に A・B・C 等と記載して、申請者の医療施設については、A 病院とはせず、当院・当科と記載してください。

年月日は患者等と関わり始めた年を X 年とし、それをもとに X-1 年/X+1 年等の表記を用いてください。

- 5) 作成時には、段落・句読点・誤字脱字・略称等にご注意ください。

5. 送付先（簡易書留郵便またはレターパック）

〒108-0023 東京都港区芝浦3-15-14

公益社団法人 日本精神科病院協会 認知症認定看護師担当事務局

6. 書類受付期間

「更新申請書」に同封し、お知らせします。

7. 更新認定審査料

認定審査料 ¥10,000

※申請書類の郵送から 1 週間以内にお振込ください。

※振込の際は、氏名または病院名を通知してください。

※振込手数料は、振込人ご負担でお願いします。

銀行・支店	三菱UFJ銀行 本店
預金種別	普通預金
口座名義	シャ) ニホンセイシンカビョウインキョウカイ 公益社団法人 日本精神科病院協会 ニンチショウニンテイカンゴシグチ 認知症認定看護師口
口座番号	1919517

8. 審査結果の通知

申請者には2024年2月頃に審査結果を通知し、合格者に2024年3月頃に「日本精神科医学会認知症認定看護師証」を発送します。

- 更新の認定期間：「認定証」に記載されます。
※昨年、更新申請を1年間の延長した場合：「認定証」に記載されます。
 - 認定バッジの送付はありません。お手元のバッジを引き続きご使用ください。
- 不合格者には、不合格通知と申請書類を返送します。

9. 資格の停止・失効及び取り消し

1) 資格の停止・失効

- 認定期間内（5年間）に、更新のための手続きを行わなかったとき。
- 日本精神科医学会会員（正・準）資格を消失したとき。

2) 取り消し

日本精神科医学会認知症認定看護師として不適格と判断した場合。

10. 個人情報の取扱い

日本精神科医学会では、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡や円滑な運営管理・統計分析のみに利用いたします。なお、上記業務の一部を第三者機関に委託する場合がありますが、利用目的の範囲を超えて利用することがないように、管理・保護を徹底いたします。ご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせください。

11. 注意事項

日本精神科病院協会 会員病院に勤務されている方は、日本精神科医学会 正会員です。日本精神科病院協会 会員外の保険医療機関等に勤務している方は、日本精神科医学会 準会員としてご入会が必要です。「日本精神科医学会入会（準会員）申込書」と履歴書（写真貼付）のご提出をお願いします。

※日本精神科医学会については、日精協ホームページよりご確認ください。

<https://www.nisseikyo.or.jp/education/igakukai/>

12. 問い合わせ先

〒108-0023 東京都港区芝浦3-15-14

公益社団法人 日本精神科病院協会 事務局

TEL：03-5232-3311 FAX：03-5232-3315

Eメール：ninchikango@nisseikyo.or.jp